

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合は、本人の申請により免除または猶予される制度があります

申請窓口はお住まいの市区町村役場の**国民年金担当窓口**または**三島年金事務所**です(年金手帳と印鑑をご持参ください)

※本年1月1日現在、当町に住所がない方は所得証明書が必要となります

◇全額免除・一部免除◇

本人・世帯主・配偶者の前年所得で審査されます

免除	保険料	年金額	所得のめやす
全額免除	0円	保険料を全額納付したときに比べ年金額が4/8として計算されます	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
4分の3免除	3,810円	保険料を全額納付したときに比べ年金額が5/8として計算されます	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額免除	7,630円	保険料を全額納付したときに比べ年金額が6/8として計算されます	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
4分の1免除	11,440円	保険料を全額納付したときに比べ年金額が7/8として計算されます	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

◇若年者納付猶予制度◇

～「保険料が高くて納めることができない」そんな20歳代の方へ～

30歳未満の方で所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予されます

- ・本人と配偶者の所得により審査します
- ・猶予を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません
- ・納付猶予期間中に障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害・遺族基礎年金を受け取ることができます

◇学生納付特例制度◇

学生の方で、本人の前年所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予されます

- ・本人の所得のみで審査します
- ・猶予を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません
- ・納付猶予期間中に障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害・遺族基礎年金を受け取ることができます
- ・申請の際は、学生証の写しまたは在学証明書・印鑑・年金手帳をご持参ください

※昨年度、保険料納付を猶予されている方で引き続き今年度も在学予定の方には、3月下旬から4月上旬に学生納付特例申請書(ハガキ)をお送りしていますのでハガキで申請してください

☆免除申請は毎年必要です！

全額免除と若年者納付猶予に限り、翌年度以降も引き続き免除または猶予を希望される場合は申請書の提出が不要です。申請する際に引き続き申請することを記載してください。(ただし、所得審査のため、申告等をしている必要があります)